

会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

液石法及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程
に対する意見募集について (お知らせ)

標記につきまして、e-GovのWebサイトに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同Webサイトの意見提出フォームによりご提出（令和5年12月9日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいようお願いいたします。

○掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595123093&Mode=0>



○主な概要

- ・貯蔵施設の管理に関して、常駐又はさく、へいを設け施設等を行うことに限られていたが、他の方法でも管理が可能となる。
- ・集中監視センターの常時配置について、業務が円滑に実施できる場所であれば常時配置とする。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：森、橋本、國坂